

甲府市議会だより

第 152 号

平成19年 1月24日

編集・発行

甲府市議会だより

編集委員会

電話 (235) 7054

甲府市議会事務局



上九の湯 ふれあいセンター (旧上九一色村)

甲府市一般会計補正予算など 12月定例会 市長提案39案件・議員提案1件を可決

十二月定例会要旨

十二月定例会は十二月四日に招集され、会期を十二月十三日までと定め、市長から提案された平成十八年度甲府市一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算、地方自治法の一部改正に伴い甲府市副市長の定数を定める条例制定並びに各条例の一部改正及び各組合規約の変更、甲府市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定、山梨県後期高齢者医療広域連合の設立、甲府・峡東地域ごみ処理施設事業組合の設立、市道路線の認定及び廃止、工事請負契約の変更契約締結等について審議しました。

十二月七日、八日及び十一日の三日間は、議案に対する質疑及び市政一般質問が行われ、各会派より十一名の議員が代表質問・一般質問を行い、市の考えをたえました。

十二日に行われた各常任委員会では、本会議で付託された議案及び請願等について慎重に審査しました。

最終日の本会議では、各常任委員長から委員会審査の経過と結果が報告され、採決の結果、議案は当局原案のとおり可決されました。また、議事終了後、宮島市長より、任期最後の議会にあたり、あいさつがあり十二月定例会は閉会しました。

主な内容・ページ

- 十二月定例会要旨……………一
- 十二月定例会の動き／全員協議会開催／審議日程……………二
- 市政質問要旨／質問要旨一覧……………三
- 市政質問要旨……………四・五
- 市政質問要旨／討論要旨……………六
- 討論要旨／意見書／請願・陳情の審査結果……………七
- 議案審議結果……………八

十二月定例会の動き

十二月四日(月)

定例会初日は、冒頭内藤幸男議員に総務大臣感謝状が授与されたことに對し、市議会を代表して、依田敏夫議員、また、宮島市長より祝辞がありました。

次に、諸報告を行った後、日程に入り、会議録署名議員の指名会期決定の後、市長より提出議案全部に対する提案理由の説明を行いました。

また、議事終了後、選挙管理委員の欠員に伴い、平成十八年十月二十三日付で選挙管理委員に就任した立川茂委員よりあいさつがありました。

十二月七日(木)

質問初日は、日本共産党の代表質問から始まり、行政改革、子どもの医療費窓口無料化、政治倫理、いじめ問題等市の考えをただしました。

次に、市民クラブの代表質問が行われ、市長選に向けての政策、第五次甲府市総合計画の推進、上九一色出張所の建替え、都市計画道路の整備、教育等市の考えをただしました。

次に、新政クラブの代表質問が行われ、都市計画税の減税見直しと自主財源の確保策、下水道料金

の未賦課問題への対応等市の考えをただしました。

続いて、政友クラブの代表質問が行われ、平成十九年度の予算編成の基本的な考え方と予算インセンティブ制度、上下水道の一体化、過疎地域におけるIRU方式を活用したデジタルデバイス解消等市の考えをただしました。

十二月八日(金)

質問日二日目は、始めに公明党の代表質問が行われ、甲府市の会計制度改革、公務員の信頼回復、健康づくり大学等市の考えをただしました。

この日の二人目からは、一般質問に移り、最初に日本共産党が、介護保険、放課後子どもプラン、景観条例等市の考えをただしました。

次に、新政クラブから二名の議員が質問を行い、最初に人事評価制度等市の考えをただしました。

次に、凶上訓練の推進、災害時救援ボランティアセンター設置訓練、「甲斐の国 風林火山博」開催に伴う観光振興、るるぶ甲府市の発刊、甲府駅北口の施設整備、小水力発電等市の考えをただしました。

十二月十一日(月)

質問日最終日は、最初に新政クラブが、市立中道南小学校屋内運動場の整備状況並びに今後の整備計画、有害鳥獣の捕獲、戦没者慰霊祭等市の考えをただしました。

次に、政友クラブが、街づくり等市の考えをただしました。最後に公明党が、いじめ問題についての対応策、子育て支援等市の考えをただしました。

十二月十二日(火)

この日は、各常任委員会が開かれ、付託議案審査、請願等の審査、所管事項等詳細にわたって質疑が行われました。

十二月十三日(水)

この日は、最初に総務委員長より委員会審査の報告があり、採決の結果、当局原案のとおり可決しました。

次に、民生文教委員長より委員会審査の報告があった後、「教育基本法の早期改正を求める意見書提出を求める請願」の採択に対し、反対・賛成の討論が行われ、採決の結果、起立多数により採択と決しました。なお、この結果を受け、閉会中継統審査中の請願四件については、みなし不採択となりました。他の議案につきましては、採決の結果、当局原案のとおり可決しました。

続いて、経済建設委員長並びに

環境水道委員長より委員会審査の報告があり、採決の結果、当局原案のとおり可決しました。

次に、議員提案された意見書一件について、提案者からの説明を受け、質疑の後、委員会付託を省略し採決の結果、可決されました。続いて、各常任委員長からの閉会中継統審査及び調査の申し出について決定し議事を終了しました。議事終了後、宮島市長から任期最後の議会にあたり、あいさつがあり十二月定例会は閉会しました。

全員協議会開催

十二月定例会閉会后、市議会全員協議会が開かれ、「議会に関する自治基本条例(案)」について協議を行いました。

これまで、正副議長及び各会派からの委員で構成する「自治基本条例に関する議員研究会」を本年五月に立ち上げ、「自治基本条例をつくる会」との意見交換、先進都市の視察、さらには、「自治基本条例制定研究会」からの助言などをいただくなかで、延べ九回にわたり議員研究会を開催し協議を行った経過報告があり、続いて「議会に関する自治基本条例(案)」についての説明が行われ、協議の後、同意を得ました。

この結果を受け、十二月十四日「議会に関する自治基本条例(案)」を宮島市長に提案いたしました。



全員協議会開催

十二月定例会審議日程

十二月四日(月)	開会、提案理由の説明
五日(火)	議案調査のため
六日(水)	休会
七日(木)	本会議、質疑及び市政一般質問
八日(金)	び市政一般質問
九日(土)	休会
十日(日)	休会
十一日(月)	本会議、質疑及び市政一般質問
十二日(火)	各常任委員会
十三日(水)	本会議、各常任委員長報告、閉会

市政

質問

(要旨掲載)

六十五歳医療費助成制度について



日本共産党 小越 智子

〔問〕六月・九月議会においては、「高齢者をとりまく環境や県の動向をふまえながら引き続き実施し、高齢者の医療費の軽減と福祉の増進を図っていく」と答弁されていますが、甲府市の総合計画では、見直しをうたっています。二〇〇八年四月からの七十五歳以上の後期高齢者医療制度の創設や、七十歳から七十四歳の窓口負担二割への引き上げなど、高齢者の医療費負担がさらに深刻になる時こそ、甲府市は現行制度を堅持すべきです。市長の見解を求めます。

〔答〕高齢者医療費助成制度につきましては、平成十七年四月に県が対象者を六十八歳から六十九歳の住民税世帯非課税者のみといたしました。本市では現行の制度を堅持してまいりました。今後、高齢者を取り巻く環境や県の動向を踏まえる中で、引き続き

き実施し、高齢者の医療費負担の軽減と福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

甲府市役所の新築について



市民クラブ 清水 節子

〔問〕現在、庁舎新築についての議論がされておりますが、早く結論を出すことが市民への考えと思えます。長期に見ますと金利の上昇が考えられ、金利の負担は、市政全般に対する重石になると考えられます。同時に、仮施設の予定候補地でもあります。相生小学校の校舎建物も年数とともに老化して行きます。また、一番の損害は、出先機関に優秀な人材が埋れてしまう事です。早く集約することにより、人材の活用や人件費の減少が図れ、市民の皆様にも利用しやすく、サービスも向上するものと考えます。現在地への新築の実現を望みます。当局の考えをお示しください。

〔答〕庁舎の建設につきましては、防災機能の充実や市民サービスの一層の充実を図る観点から、早期に建設することが必要であると考えております。なお、本庁機能をひとつの庁舎へ集約することにつきましては、組織間の連携の有効性を高める上で、大変有効でありますので、検

討に際しては十分に考慮してまいりたいと考えております。

また、建設位置につきましては、現在、来年度以降の本格的な検討に資するため「議論のたたき台」を年度内を目途にとりまどめていくところでありますが、交通の利便性や業務機能の集積度などの機能的条件をはじめ、周辺環境等への効果、法的規制条件といった様々な基準について調査研究を進めております。来年度以降、市民や関係者の意見もいただく中で、合理的かつ客観的な観点から建設地を選定してまいりたいと考えております。

地価下落に対応する施策の展開について



新政クラブ 福永 稔

〔問〕今、我が国は「いざなぎ景気」を超える戦後最長の景気回復下にあると言われていますが、県内経済界の実態は、大部分の中小零細企業は最悪の状況にあると聞いています。市内の地価も十四年間連続で下落しており、全国でもワースト二位あたりを推移しています。地価はその地域の価値と期待度を示します。地価の下落は、甲府市の将来の発展を含め期待をされていないことの証明と言っても過言ではないでしょう。都市計画税の減税により、

平成18年12月定例会質問要旨

氏名	所属	質問の要旨
小越智子	日本共産党 代表質問	六十五歳医療費助成制度について 一次期ごみ処理施設について 三十人学級について
清水節子	市民クラブ 代表質問	甲府市役所の新築について 上下水道の一体化について 障害者施策について
福永稔	新政クラブ 代表質問	地価下落に対応する施策の展開について 新宿―甲府間一時間構想の推進について 「米軍横田基地」空港の民間利用化への取り組みについて
雨宮年江	政友クラブ 代表質問	外国人政策について 市民の生活実態の把握と民間委託化の考え方について 改正住民基本台帳法について
堀内征治	公明党 代表質問	いじめゼロ推進本部の設置について 出産一時金の受取代理制度について 小児用AEDの設置について
石原剛	日本共産党 一般質問	後期高齢者医療制度について 青年の雇用問題について まちづくり三法と郊外への大型商業施設について
駒木明	新政クラブ 一般質問	県営湯村団地建替えに伴う市道の改修について 人事評価制度について いじめ問題について
興石修	新政クラブ 一般質問	サッカー専用スタジアム建設について いじめや自殺への本市の取り組みについて 中心街に大型バスの駐車場設置について
五味務	新政クラブ 一般質問	合併特例債事業について 中道地域における都市施設の充実について 災害時の緊急対策について
佐藤茂樹	政友クラブ 一般質問	人づくりについて 街づくりについて 甲府市の情報発信について
内藤泉	公明党 一般質問	生活習慣病の対策について シニア公園の整備について 甲府市の歌の推進について

まちのインフラ整備が出来なかつた結果ではないでしょうか。

市長は甲府市の地価下落に対してどのような施策の展開を図ろうとしているのか、お聞かせください。

【答】本市の地価につきましては、住居系、商業系などの用途に係らず、中長期的な下落傾向を示しております。その要因につきましては、少子化の進行、企業や個人の所得減少、担保不動産の評価割れ、工業用地の需要減、国有地等の不動産市場への供給増、企業評価基準のグローバル化、定期借地権制度の導入など、社会・経済全般にわたる環境変化を反映した結果として理解することが必要であり、本市における地価の下落傾向に歯止めを掛けるための具体的なかつ有効な対策につきましては、本市総合計画に位置づけました諸事業の着実かつ効果的な推進に努め、全ての市民が自らの能力を十分発揮できる活力と魅力あふれた地域社会の構築を目指す中で、産業や文化、経済の各分野における活性化を図ることが重要であると考えております。

共生の推進に関する研究会」を立ち上げ、地方自治体が地域において多文化共生を推進するという観点から、施策の体系「多文化共生プログラム」をこの三月に提言しました。このプログラムの中身は、「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の地域づくり」「多文化共生の推進体制づくり」の四つの分野で、それぞれ具体的に国及び地方自治体が検討すべき内容が示されています。

そこでお伺いします。人口の二・八％を外国人住民が占める本市としても、外国籍住民の実態を踏まえた施策の指針の策定や体制づくりをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、教育分野での不就学の子どもへの対応や進路指導及び就職支援については、どの様に取り組んで行くのでしょうか。また、国際理解教育をどの様に推進して行くのかも聞かせください。

【答】山梨県主催の研究会へ積極的に参画するとともに、総務省が本年三月に策定しました「地域における多文化共生推進プラン」も参考としながら、現在、支援施策の体系化をはじめ、多文化共生による地域づくりや、多文化共生推進のための体制のあり方などにつきまして、課題の整理を中心に調査研究を行っているところであります。今後、県より示される指針な

ども踏まえ多文化共生を推進するための本市の計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

教育支援につきましては、不就学児童生徒への対応策として、市民課の窓口を通して、日本での生活を紹介しますとともに、日本の生活に円滑に適應できるように数カ国語による就学ガイドブックを窓口で配布しており、また新しく入学する外国籍児童が日本の学校生活により円滑に対応できるように、毎年二月に外国籍児童保護者説明会を開催しております。外国籍の子どもへの進路指導等につきましては、県費による日本語指導教員六名に加え、市が独自に委嘱した母国語を話せる日本語指導員五名を積極的に派遣し、受験や就職に対応できるよう指導しております。

国際理解教育につきましては、現在すべての小学校で外国人英語指導講師や地域在住の外国人を活用し、外国の生活や文化等の理解を深める国際理解教育に取り組んでおります。今後とも、外国人との積極的なふれ合いを通して、多文化共生社会への理解が深まる教育を推進してまいります。

【問】深刻な「いじめ」の問題に對し、いじめをなくすために誰もが真剣な努力が必要ではないでしょうか。政府の教育再生会議がまとめた「いじめ問題への緊急提言」について、内容を読みましたが、私はかねてから「いじめは社会的に許されない」「一〇〇％いじめる側が悪い」と、ことあるごとに話してきました。この提言の中に「学校は、いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であること」を徹底して指導する」との文言が盛り込まれました。この提言が現場で展開されるよう努力して欲しいと思います。

そこで、甲府市に「いじめゼロ推進本部」を設置し、いじめの早期発見、早期対応の推進を提案します。当局のご所見をお伺いします。

【答】いじめにより、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が全国的に相次いで発生し、いじめ問題等の早期発見・早期対応の重要性が指摘されております。いじめの発見は、子ども達の発する小さなサインをいかにキャッチできるかがポイントであり、子ども達の生活の場である学校や家庭での指導体制を整え、サインを見逃すことのない日常的な取り組みが最も重要であります。このため、各学校においては、特別活動や道徳の時間をはじめ、学校教育全体をとおして、生命や人権を大切に

にする指導等の充実を図るとともに、指導主事や市教委顧問カウンセラーの学校訪問などにより、いじめ問題等の未然防止や早期発見に努めております。今後は、いじめを生み出さない環境づくりについで、関係機関や家庭・地域との連携を一層推進する中で、「いじめゼロ」実現に向けた推進体制の設置についても、検討してまいりたいと考えております。

【問】この「医療制度改革法」には、二〇〇八年四月に七十五歳以上の後期高齢者を国民健康保険や組合保険から脱退させ、後期高齢者だけの独立保険を創ることも盛り込まれました。新しい制度は、七十五歳以上の高齢者の医療給付が増えれば七十五歳以上の高齢者の保険料値上げにつながるという仕組みになっており、それが受診抑制につながることもなり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらす懸念があります。

この制度の運営主体は都道府県単位で結成する広域連合とし、全市町村が加入。今議会にそのための議案「山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について」が提案さ

外国人政策について



政友クラブ 雨宮 年江

【問】総務省は昨年六月「多文化

いじめゼロ推進本部の設置について



公明党 堀内 征治

【問】深刻な「いじめ」の問題に

後期高齢者医療制度について



日本共産党 石原 剛

【問】この「医療制度改革法」に

れています。広域連合には議会の設置が義務付けられていますが、山梨県の場合は各市町村議会から一名づつ選出される議員により構成することになっており、住民が参加できる仕組みになっていない問題点があります。

広域連合の議会の内容をその都度市町村議会に報告すること、後期高齢者の意思が反映される仕組みとすること、高齢者の所得実態に応じた保険料の認定とすることなどが求められますが、見解を伺います。

また、高齢者の保険料の「徴収」「督促」「相談」「滞納処分」などの業務は市町村の窓口が担うこととなります。滞納者には、丁寧な相談、調査を行い、機械的に短期証、資格証を発行しないことを求めますが、ご所見はいかがでしょうか。

【答】七十五歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、独立した高齢者の新たな医療制度が平成二十年四月に創設されます。

この制度の運営につきましては、都道府県ごとにすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行うこととなります。広域連合の主な事務は、被保険者の認定や保険料の決定など制度の運営全般を行い、これに対して、市町村の主な事務は、保険料の徴収や各種申請書等の受付などの窓口業務を行うこと

とが予定されておりあります。

また、保険料の賦課につきましては、広域連合の区域内は均一の保険料となりますが、所得の低い人は、世帯の所得水準に応じた保険料が設定されるとともに、緩和措置として、健康保険組合などの被扶養者となっていた人は、二年間均等割が五割軽減されること公示されておりあります。

保険料の滞納者への対応につきましては、原則として市町村ごとに行われますが、今後、広域連合の詳細な動向を見据えながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、本制度は、新たな高齢者医療制度の創設でありますので、住民への周知が重要であり、今後、あらゆる機会を通じて広報活動に意を注いでまいります。



新政クラブ 駒木 明

県営湯村団地建替えに伴う市道の改修について

【問】羽黒地区は人口急増の地であり、基幹道路である湯村温泉から山宮町に抜けるバス道路は狭隘で何時も要望している拡幅は一向に進んでいませんが、どう対応しているのか、お伺いします。

また、平成十八年十一月、羽黒地区にあります県営湯村団地が築

後四十年以上過ぎ、県の方針として六階建ての団地として建替え工事が始まりました。ここで問題となるのが、取り壊した廃材の大量搬出であり、また、建設のため的大型機械や資材の搬入であります。当然大型工事車両が五年・六年と長期にわたり、この市道を使用するため、県と地元との二十一世紀まち作り協議会、また地元住民との対話の中で、交通の安全を期するため、暫定的な市道の拡幅、避難路及び待避所の確保を条件としております。

市道拡幅の遅れている現在、工事終了後も避難路、待避所はもとより、暫定的に拡幅するであろう市道を何らかの方法で市が確保し、市道拡幅の一助とすべきと考えますが、当局の答弁を求めます。

【答】湯村温泉から山宮町に抜ける市道につきましては、道路幅員が狭く拡幅が求められておりますが、道路用地の確保が大きな課題となっております。今後、用地の寄付等により、道路用地が確保できるところから随時、整備を進めてまいります。また、ご指摘の県営湯村団地の建替え工事に伴う大型車両等の通行は、道路利用者に対する大きな影響をもたらすことから、現在、山梨県と地元自治会連合会等の協議において、暫定的な市道の拡幅などが実施されることとなっております。本市といたしましては、

建設終了後、市道用地として提供していただけるように山梨県に対して強く要望してまいります。

サッカー専用スタジアム建設について



新政クラブ 興石 修

【問】平成八年に完成した鳥栖スタジアムは、総工費約百億円であり、内訳は建物建設費が約七十億円、土地取得費が約三十億円で、スタジアム運営費は、年間一億五千万円とのことです。市の一般会計の半分の予算規模の施設を造った鳥栖市ですが、財政状況は甲府市と同じくらいだそうです。このような鳥栖市の姿勢について、市長の見解を求めます。

我が市がヴァンフォーレ甲府は余裕のJ1残留を決め、今季の平均観客動員数も一万二千人以上と、J2時代の倍以上の観客を動員しました。これは、山梨県民、甲府市民がJ1で活躍しているヴァンフォーレ甲府に対して、いかに応援し、期待しているかが分かります。ヴァンフォーレ甲府の活躍は、地域の活性化につながっていると私は、固く信じます。

ヴァンフォーレ甲府のサポーターが思い切り応援できることと、山梨県、甲府市の地域活性化とスポーツ振興のため、サッカー

専用スタジアム建設の推進をすべきただと思えますが、市長の見解を求めます。

【答】J1昇格元年のヴァンフォーレ甲府は、期待どおりの大活躍で早々にJ1残留を決めたことはご承知のとおりであります。監督、選手、スタッフの頑張り

に敬意を表するとともに、支えてくれたヴァンフォーレ甲府サポーターにも感謝申し上げる次第です。来シーズンもJ1の試合を甲府で観戦できることは、甲府市民にとつても大変喜ばしいことと考えております。

サッカー専用スタジアムにつきましては、選手の表情やプレーが近くで観戦できることから人気がありますが、建設と維持管理には莫大な財源が必要となりますので、山梨県の取り組み状況等を見守ってまいりたいと考えております。なお、鳥栖市のサガン鳥栖に対する支援につきましては、十分に承知しております。



新政クラブ 五味 務

合併特例債事業について

【問】中道地域は、合併時の新市建設計画では、この地域しかない古代の歴史や文化を活かし、甲府南インターチェンジを有効に活用

して、全国各地より観光客の誘致等、新たな文化の創造や地域の活力の向上が期待されますと、明確に役割が示されており。

第五次甲府市総合計画も今年度新たに策定され、第一年度の実施計画がスタートいたしました。このような中、中道地域での合併特例債対象については、「市町村建設計画に基づき均衡ある発展に資するための公共施設の設備事業」

「合併関係市町村の区域であった区域における地域振興等のための基金の積立」「国庫補助事業の地方負担分についても充当する事業」等が対象だと思いますが、合併後中道地域に該当する特例債はこれまでどの様に取り組まれてきたのか、また、第五次甲府市総合計画の期間に活用事業をどの様に決定して行くのか、お伺いします。

【答】新市建設計画は、中道地域・上九一色地域と甲府地域との速やかな一体感を促進し、地域住民の福祉の向上と地域の発展を図るため「都市づくりの基本方針」に基づき各種の施策を展開することとしております。

合併後の中道地域における合併特例債を活用した事業については、道路・河川整備事業など地域の皆様の生活に密着した関連する事業を選択し取り組んでおります。今後の事業展開につきましまして、地域審議会のご意見などの拝

聴や地域の皆様との対話を重ねながら中道地域の特性や役割を踏まえ、第五次甲府市総合計画の実施計画に位置づけ取り組んでまいります。

人づくりについて



政友クラブ 佐藤 茂樹

【問】今回の「まちづくり三法の改正」は、これまでの「甲府市・中心街活性化・基本計画」を白紙に戻す結果となっており、これに代わる新たな体制づくりと、地域ぐるみでの「まちづくり」、「構想の具体的取り組み」が求められることとなりました。本市のこれからの作業「活性化協議会」の設立への協力、「新・基本計画」策定にあたり機動力を持ち、責任を持って対応できる仕組みづくりが必要と思えます。庁内で組織の垣根を取り払い、「やる気のある人材」を集め「街づくりプロジェクトチーム」にての対応はできないものでしょうか。対外的な人間関係は、二、三年では、なかなか構築できません。せつかく慣れたのに異動してしまった、また一から出直しては誠にもつたいないと思います。最低でも五年あるいは七、八年は、頑張り続けていたいただきたいと思えます。「まちづくり

スベシヤリスト」の育成は、「豊かで住みやすい街、安心して暮らせる街・甲府市」をつくる手法でもあります。職員の英知を結集して、ぜひとも早急に「プロジェクトチーム」を立ち上げていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。お考えをお示しください。

【答】「まちづくり」には、行政だけでなく市民や民間企業、さらにはNPOなど様々な分野の人々が、都市空間をはじめ、景観、環境、交通、コミュニティ、都市計画、経済、法律、福祉といった多角的かつ専門的な立場から議論を深め、関連する情報を相互に共有し合い、継続的な活動を行っていくことが必要であると考えております。したがって、こうした課題に対応できるスベシヤリストの養成も含め、組織横断的に広く人材を求め、実効性のある業務遂行が可能な庁内体制を検討してまいりたいと考えております。

生活習慣病の対策について



公明党 内藤 泉

【問】食生活の乱れにより起こる糖尿病、高血圧、内臓脂肪、脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こす前に健康指導などで生活習慣病を改善し、健康な生活を送る運動が全国的に広がっています。そこで、生活習慣病を防ぐ食品や食事の内容を広報に掲載したり、病気を防ぐガイドブックの発行や、野菜を食べよう甲府市などの健康ポスターを作成し病気を引き起こす前の健康指導の強化を提案いたしますが、当局のお考えをお示しください。

また、健康保険課の報告によりますと人間ドック希望者が年々増加傾向にあり、平成十七年度の受診人数も、千人に限定せざるを得ない状態であったと伺いました。事業の早急な見直しやコストも含め、受診項目、個人負担の見直しの検討をして行くこととありますが、市の見解をお示しください。

【答】生活習慣病は、今後超高齢化の進展に伴い一層の増加が予想され、栄養・食生活は多くの生活習慣病と関連が深く、健康的な食生活の実践が求められております。本市といたしましては、現在、市内全戸配布による「市民健康ガイド」への「食事バランスガイド」の掲載、各地区で開催する健康教室や食生活改善のための料理教室における二十六項目の食事バランスチェックの実施等、保健師や栄養士により、一人ひとりの健康生活に合わせた保健指導を実施しております。ご提案の「病気を防ぐガイドブック」の発行や「健康ポスター作成」については、市民健

康ガイドや広報への掲載を活用する中で、今後も生活習慣病予防への意識が高まるよう、健康指導の強化に向け、あらゆる機会を通じて市民への周知に取り組んでまいります。

討論要旨

「教育基本法の早期改正を求める意見書提出を求める請願」の採択について

【反対討論】 日本共産党 地方公聴会でも公述人の半数は与党提出案に反対ないし慎重な審議を求めています。現時点では三点ほど問題点があると思えます。一つは、政府が「国民の理解を得ている」として唯一持ち出したのがタウンミーティングでしたが、そこで「やらせ質問」が行われていたことが発覚しました。法案提出者としての資格も問われる

また、節目人間ドック事業は、生活習慣病の発生率の高い三十五歳から六十五歳までの五歳ごとの節目年齢者に、人間ドックによる総合検診を行うもので、健康意識の高揚、疾病の予防、疾病の早期発見や早期治療を促すための事業であります。今後、事業の見直しにつきましては、国保人間ドックとの整合性を図りながら、市民ニーズに応えられるよう、関係部局と協議、検討してまいります。

問題です。

二つ目には、法案の中身です。法改正の一番の狙いは、国が教育の内容と方法に介入できる「法的根拠」をつくること、具体的には現行法の第十条「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という条項を、政府の改正案は、この後段の部分を削除し、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われる」と書き込まれました。これによって、ふたたび教育は、時の国家権力に支配されないという原則が失われてしまいます。

三つ目に、教育基本法改正は「いじめ」をなくすどころか、いっそうひどくするものです。学校でのストレスの最大の原因は、子どもを点数で競わせ、序列でふるいわけをする競争主義的な教育と、現場の管理・統制主義にあります。改正案では、国が「教育振興基本計画」を作成することを決め、「全国的な学力テスト」を実施することを盛り込んでいますが、これでは競争主義に拍車がかかるばかりです。こうした問題点を含んでいる教育基本法は改正すべきではありません。以上反対の討論とします。

【賛成討論】 新政クラブ

教育基本法は、昭和二十二年の制定以来、一度の改正もなく約六十年が経過し、この間、核家族

化、少子・高齢化が進むなど、我が国の社会状況は大きく変化し、教育においても多くの問題を抱えるようになってまいりました。

平成十五年三月に中央教育審議会は、文部科学大臣に対して、二十一世紀を切り拓く、心豊かでたくましい、日本人の育成を目指す観点から、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」との答申を出し、教育基本法の改正が提唱されておるわけであり、十分な議論を尽くしてきたと思うわけであり。

我が国の次代を担う子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、生きる力をもつてたくましく育って行くには、今こそ、新しい時代の教育の基本像を明確に提示するとともに、それを確実に実現して行くことが重要であります。

現在、直面する危機的状況を打破し、新しい時代にふさわしい教育を実現するために、現行の教育基本法に定める普遍的な理念は大切にしつつも、時代の変化に対応し、我が国と人類の未来への道を切り開く人間の育成を図るためにも、早急に教育基本法を改正すべきと考えます。以上賛成の討論とします。

【反対討論】

教育基本法は、「教育の憲法」として戦後の民主教育を確立して

市民クラブ

きました。教育の目標を一人ひとりの価値を大切に「人格の形成」と「平和」に置き、またすべての子どもにも機会均等な「教育を受ける権利」を保障しています。そして、教育基本法は、政府・行政権力からの教育内容への介入と不当な支配を排除し「国家のための教育」でなく「国民のための教育」を掲げてきました。

現在、教育現場は深刻な状態となつてきています。これらの実態にまず責任があるのが政府文部行政です。政府は当然、「教育基本法の理念」に立ち戻つて実態の改善に努めなければなりません。それなのになぜ、教育基本法を「改正」しなければならぬのでしょうか。今回、表面化した教育改革のタウンミーティングにおける金とサクラを使つての「やらせ問題」などをみても、丁寧な国民との議論ではなく、結論だけの強行実施を求めているものと思われま



意見書

関係機関へ提出 (要旨掲載)

教育基本法の早期改正を求める意見書

我が国の教育は、民主的で文化的な国家の建設を目指した教育基本法のもと、半世紀にわたり目覚ましく普及し発展するとともに、社会経済の発展にも大きく貢献してきた。

しかしながら、この間に日本社会は大きく変化し、子どもの問題行動や社会性の希薄化、さらには、家庭や地域社会における教育力の低下や伝統・文化の尊厳の欠如など、教育のあり方そのものが問われている。

こうした中、平成十五年三月、中央教育審議会が文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱している。

教育の再建へ向け、今こそ青少年の健全育成を図り、国際社会でも認められる日本国民のあり方はいかにあるべきかを真剣に考え、新たな時代の教育の方向性を明確に指し示す必要がある。

よって国におかれては、伝統・文化の尊重と我が国や郷土を愛する心の涵養、家庭の意義と家庭教育

育の重視、道徳心の涵養、教育行政の明確化などの観点から、早期に教育基本法を改正するよう強く要望する。

※なお、意見書の提出にあたっては、採決の結果、起立多数により可決されました。

請願・陳情審査結果

○採択

- ・教育基本法の早期改正を求める意見書提出を求める請願
- みなし不採択
- ・教育基本法改正反対の意見書採択を求める請願
- ・教育基本法の改定でなく、その理念の実現を求める意見書を政府に提出することについての請願
- ・教育基本法の理念の実現を求める意見書提出を求める請願
- ・教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める請願

○閉会中継続審査

- ・日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し中止を求める請願
- ・小学校給食を民間委託しないよう求める請願
- ・小学校における学校給食の自校方式の堅持を求める請願
- ・安全でゆきとどいた看護職員の配置に関する請願
- ・ごみ業務の民間委託と有料化を行わないことを求める請願

総務大臣感謝状
受賞議員へ祝辞



内藤 幸男議員

十二月定例会冒頭、地方自治の発展に尽力された功績が認められ、十月十九日に総務大臣より感謝状並びに銀杯が授与された内藤幸男議員に対し、市議会を代表して、依田敏夫議員、また、宮島市長よりお祝いのあいさつがありました。

議会を傍聴しましょう

議会では、本会議や委員会の審議状況を傍聴することができます。

次の定例会は三月です。(この会期中に、平成十九年度予算特別委員会が予定されています。)

なお、日程は甲府市ホームページの議会に関する情報に掲載をしますので、傍聴希望の方は、議会事務局までお問い合わせください。

平成18年12月甲府市議会定例会議案審議結果

議案番号	件名	付託委員会	議決月日	結果
議案第134号	平成18年度甲府市一般会計補正予算(第4号)	総務	12月13日	原案可決
議案第135号	平成18年度甲府市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)	経済建設	"	"
議案第136号	平成18年度甲府市下水道事業会計補正予算(第2号)	環境水道	"	"
議案第137号	平成18年度甲府市一般会計補正予算(第5号)	分割	"	"
議案第138号	平成18年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	民生文教	"	"
議案第139号	甲府市副市長の定数を定める条例制定について	総務	"	"
議案第140号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	"	"	"
議案第141号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
議案第142号	甲府市職員給与条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
議案第143号	甲府市消防団員等公務災害補償条例及び甲府市消防団員救済つ金条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
議案第144号	甲府市営バス条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
議案第145号	甲府市市民センター条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
議案第146号	甲府市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例制定について	民生文教	"	"
議案第147号	甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
議案第148号	甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
議案第149号	甲府市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	環境水道	"	"
議案第150号	甲府地区広域行政事務組合規約の変更について	総務	"	"
議案第151号	山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について	民生文教	"	"
議案第152号	甲府市・中央市中学校組合規約の変更について	"	"	"
議案第153号	金峰前山恩賜県有財産保護組合規約の変更について	経済建設	"	"
議案第154号	第一奥仙丈山恩賜県有財産保護組合規約の変更について	"	"	"
議案第155号	北奥仙丈外二山恩賜県有財産保護組合規約の変更について	"	"	"
議案第156号	柿坂外四山恩賜県有財産保護組合規約の変更について	"	"	"
議案第157号	日向山恩賜県有財産保護組合規約の変更について	"	"	"
議案第158号	新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合規約の変更について	"	"	"
議案第159号	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の設置について	環境水道	"	"
議案第160号	財産の取得について	経済建設	"	"
議案第161号	財産の無償貸付について	"	"	"
議案第162号	指定管理者の指定について(大里悠遊館)	総務	"	"
議案第163号	市道路線の認定について(甲府駅周辺土地区画整理2号線)	経済建設	"	"
議案第164号	市道路線の認定について(甲府駅周辺土地区画整理3号線)	"	"	"
議案第165号	市道路線の認定について(甲府駅周辺土地区画整理9号線)	"	"	"
議案第166号	市道路線の認定について(甲府駅周辺土地区画整理23号線)	"	"	"
議案第167号	市道路線の変更認定について(堅本通り線)	"	"	"
議案第168号	市道路線の廃止について(北口二丁目1号線)	"	"	"
議案第169号	市道路線の廃止について(北口二丁目2号線)	"	"	"
議案第170号	工事委託契約の変更契約締結について	"	"	"
議案第171号	甲府市市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例制定について	民生文教	"	"
議案第172号	訴えの提起について	経済建設	"	"
甲議第14号	教育基本法の早期改正を求める意見書提出について	"	"	"